

令和 5 年 度

第 11 回 議事録

笠岡市農業委員会

6 . 2 . 6

第 11 回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和6年2月6日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和6年2月6日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和6年2月6日 午前10時30分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
			8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	畦 崎 友 梨	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	西 山 博 行	事務局次長	松 枝 大 作
推進委員	有 本 正 義	主 事	西 山 彰 人
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	小 川 航 平

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 42 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 43 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 44 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 45 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 46 号	現況証明願の承認について
報告第 30 号	解約証書の受理について
報告第 31 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

11 番委員

12 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第11回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を11番天野委員、12番西江委員よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>議案第42号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー58号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー58号でございます。〇〇 持分2分の1、〇〇 持分2分の1から 〇〇に参ります3条の所有権移転贈与でございます。</p> <p>譲受人は増反を図るにあたり、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人について、過去に違反転用の農地がありましたが、速やかに是正措置を行い、現在は違反のない状態で水稻を栽培しています。申請地は、譲受人の自宅から近距離にあり、現在は草刈り管理されている状態であるため、耕作は可能な状態と思われます。譲受人は農業経験と農機具を有しており、申請地を含めた耕作能力を有すると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>先日推進委員の方と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー59号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

	す。
事務局	<p>ナンバー59号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の賃貸借権設定5年間でございます。</p> <p>譲受人は、〇〇の農家と契約し、そこで栽培された〇〇を加工、販売しています。この度、自身で栽培をするにあたり、貸渡人と話がついたため、5年間の賃貸借権を設定するものです。譲受人は〇〇栽培に関する知識、経験を有しており、また、農作業は譲受人を含め合計4人で行うこととしています。農機具については、定植機、収穫機及び根切機は所有しており、トラクターとブームスプレイヤーは、リースにて確保しています。以上のことから申請地での耕作能力は十分有していると考えられ、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー18号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー18号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の田1筆、農地区分は第3種農地、転用目的は農地改良（盛土1.0m）でございます。</p> <p>申請者は、申請地を畑として果樹を栽培したく、田から畑へ変更したいとのことです。農地改良後はオリーブを作付する予定であり、農地として活用していくものであるため許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、周囲をしっかりと転圧するため、土砂の流出はないと思われます。雨水については、畑として利用するため、問題ないと思われます。また、設置予定物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委委員の方と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり問題あ

	りません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー19号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー19号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の田1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用地でございます。</p> <p>申請者は現在県外のアパートに居住していますが、子が成長しアパートが手狭になったため、この度帰郷し申請地に自己用の居宅を新築したいとのことです。申請地は第2種農地であります。申請者が所有する笠岡市内の土地は申請地のみであり、申請者の実家が申請地隣地にあるため、代替性要件を満たしていると思われま。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当と思われま。</p> <p>周囲の影響につきまして、盛土はせず、隣接地との境界にはコンクリートブロックを設置しているため、土砂の流出はないと思われま。雨水排水につきましては、集水枿を経て道路側溝に流入させ、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経て道路側溝に流入させるため、問題ないと思われま。また、建築物は高さ8m未満であるため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われま。なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー19号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー19号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は、〇〇の田2筆、農地区分は第3種農地、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場、施設の概要は駐車場、資材置場でご</p>

	<p>ございます。</p> <p>申請者はこの度、申請地を自身が使用している事業用地の隣接地として、露天資材置場及び露天駐車場として使用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当と思われまます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地周辺の地盤は、おおむね盛土後の高さであるため、土砂の流出等はないと思われまます。雨水排水につきましては、道路側溝に接続し、盛土表面において泥水が溜まる場合は敷鉄板や敷砂利等により対応するとのことで、問題ないと思われまます。また、予定建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー20号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー20号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(永年間)でございます。申請地は、〇〇の畑2筆、農地区分は第1種農地、転用目的は一般住宅、施設の概要は居宅1棟でございます。</p> <p>貸受人は貸渡人の子であり、貸渡人の生活を家族ぐるみでサポートするために、貸渡人居住地の近辺に住宅を新築したいとのことです。申請地周辺には農地が存在しますが、水利に影響を与えないことを確認済とのことです。申請地は第1種農地であります、「周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから、許可妥当であると思われまます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分にコンクリートブロックを設置するとのことで、土砂の流出はないと思われまます。雨水につきましては、排水路及び沈殿柵を経て既存排水路に接続し、生活雑排水につきましては、合併浄化槽に接続するとのことで問題ないと思われまます。また、予定構建築物は平屋であるため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	先日推進委員の方と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー21号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー21号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(3年間)でございます。申請地は、〇〇の畑2筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天駐車場及び倉庫、施設の概要は駐車場、倉庫2棟でございます。 貸受人は、申請地周辺で施設を運営しており、そこで働く従業員等の駐車スペースが足りないとのことです。運営している施設周辺は、すでに建築物がある宅地と、農地しかなく、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、盛土はせず既存の倉庫2棟以外に構築物を設置することはないため、土砂の流出はないと思われます。雨水排水につきましては、現状と同様に自然浸透で対応するとのことで、問題ないと思われます。また、構築物は約2mであるため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われます。 なお、当該申請地は、許可を得る前から倉庫が設置されていたため、始末書が提出されております。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	倉庫があることはこちらでも確認しました。駐車場としても利用するとのことで、事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第45号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	令和6年2月13日の公告予定で取りまとめしております。今回は一般分の設定はございません。一括方式による中間管理機構分については、1～5年の

	<p>設定対象筆数が16筆，設定対象面積が59,467㎡，設定対象人数が2人。合計についても，同様となっております。</p> <p>これらの案件はすべて，旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして，議案第46号「現況証明願の承認について」ナンバー6号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー6号でございます。○○によります，現況証明願の申請です。申請地は○○の宅地1筆で，申請地目は畑となっております。</p> <p>当案件について，令和6年1月22日に農業委員の○○委員，○○委員，○○委員，推進委員の○○委員と現地確認をいたしました。</p> <p>現地の状況については，議案別紙を御覧ください。建物滅失後，柑橘を3本を植樹していますが活着していないことが明らかであり，肥培管理の実態が把握できない状態でした。一部野菜も作付していますが，土地全体ではなく，直ちに畑として認められないため，現地調査した委員全員の一致した意見により「雑種地」と判断しております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p>

	<p>続きまして、ナンバー7号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー7号でございます。〇〇によります、現況証明願の申請です。申請地は〇〇の田1筆で、申請地目は雑種地となっています。</p> <p>当案件について、令和6年1月22日に農業委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、推進委員の〇〇委員、〇〇委員と現地確認をいたしました。</p> <p>現地の状況については、議案別紙を御覧ください。</p> <p>申請地は、永年駐車場や資材置場として使用されており、固定資産税の課税地目も20年以上雑種地であることを確認しています。数十年前に盛土されたのち駐車場や資材置場として使用されていたため、土地の現状としても畑として利用できる状態でなく、現地調査した委員全員の一致した意見により「雑種地」と判断しています。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>関係委員の調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明どおりです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして、報告第30号「解約証書の受理について」、報告第31号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。</p> <p>その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 3月5日(火)午前9時30分から 笠岡市役所分庁第4 2階大会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震の義援金について ・次回議案発送日2月22日(木)、申請締切日2月16日(金) ・農業委員候補、推進委員候補の募集状況について <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>